

桑名市消防庁舎等再編整備事業  
民間活力導入アドバイザー業務委託  
に係るプロポーザル実施要領

令和3年1月

桑名市

## 1. 業務名

桑名市消防庁舎等再編整備事業民間活力導入アドバイザー業務

## 2. 業務の背景と目的

桑名市では、急務となっている消防本部の津波浸水地域、高潮浸水区域の指定に伴う強固な防災体制の確立並びに大山田分署及び大山田地区市民センターの老朽化等の課題を解決するため、令和2年10月「消防庁舎等再編整備構想」を策定し、大山田地区の整備エリアにおいて、施設総量の削減や、跡地（施設）の売却を含む有効活用を始めとする公共施設マネジメントの視点を持ちつつ、民間の経営資源を積極的に活用したサービスの実現を目指す「公民連携」手法の活用も視野に入れた消防庁舎等再編整備を計画している。

この再編整備事業の推進に当たっては、高度な技術、専門的な知識及び豊富な経験が要求されることから、最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを令和3年に実施し、令和4年3月末までに基本協定の締結を行う方針である。

本業務は、公募型プロポーザルの実施に当たり、消防庁舎等再編整備構想に基づき、民間活力を導入した事業手法（DB方式[設計施工一括発注方式]など）や事業内容、事業者の選定等に関わる案を作成し、契約事務等の支援を行うことを目的とする。

本実施要領は、上記の目的を果たすため、本業務を受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 3. 提案者に期待する事項

本業務は、技術、法令等に関する総合的な支援を行うものであり、企画提案に当たっては、仕様書「6. 業務の内容」において市が想定する項目に対しての範囲、程度、度合を含め、専門的見地からの支援を行い、創意工夫あふれる事業提案を期待する。

## 4. 業務の内容

(1) 別紙「仕様書」のとおりとする。

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(3) 委託業務限度額

8,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 5. 参加資格要件

参加者は、「7. 参加申出について」における書類の提出時点において、次に示す要件をすべて満たす者とする。

(1) 桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。または登録申請手続きが完了し

ていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年告示第159号）による指名停止または他の公共団体の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始がなされている者ではないこと。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (7) 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年告示第206号）の別表第1に該当しないこと。
- (8) 過去5年間（2015～2019年度）に、自治体から元請にてPFI導入可能性調査、またはPFI事業者選定アドバイザー業務の受託実績を有すること。

## 6. スケジュール

本業務に係る委託予定者選定の主な日程は次のとおりである。（受付時間は、祝日・休日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。）ただし、本市の都合により予定が変更となる場合がある。

項目	日程
公募開始日（実施公告日）	令和3年1月25日（月）
参加申出書の提出期間	令和3年1月25日（月）～2月5日（金）
企画提案書の提出に係る質問書受付期間	令和3年1月25日（月）～2月5日（金）
企画提案書の提出に係る質問書に対する回答	令和3年2月17日（水）
企画提案書の提出期間	令和3年2月18日（木）～3月1日（月）
プレゼンテーション通知	令和3年3月8日（月）
プレゼンテーション	令和3年3月11日（木）～16日（火） （内1日）
結果通知	令和3年3月26日（金）
契約締結	令和3年3月下旬～4月上旬

## 7. 参加申出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加の申出を行うこと。

### (1) 提出書類（必須）

- ① 参加申出書（様式1）

② 会社概要（様式2）

③ 業務実績（様式3）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和3年2月5日（金）午後5時15分

(4) 提出先

桑名市消防本部総務課

（電話：0594-24-5273）

(5) 提出方法

持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は「簡易書留」で令和3年2月5日（金）必着で次の宛先に郵送すること。郵送方法が異なる場合は、受け付けることができない。

【宛先】 郵便番号 511-0836

三重県桑名市大字江場7番地 桑名市消防本部 総務課 宛て

## 8. 企画提案書等の提出について

### (1) 留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、仕様書「6. 業務の内容」において市が想定する項目について、委託業務限度額の範囲で支援できる業務か否かを明確にするとともに、その項目に対しての範囲、程度、度合を明確にすること。

また、市と受託者の役割分担を明確にして提案すること。

なお、評価に関しては審査基準書を確認すること。

### (2) 提出書類（必須提出）

① 業務実施方針（様式5）

② 業務実施体制（様式6）

③ 配置技術者調書（様式7）

④ 企画提案書表紙（様式8）

⑤ 企画提案書（任意様式）

⑥ 委託業務工程表（任意様式）

⑦ 見積書（任意様式）

⑧ 見積明細書（任意様式） ※仕様書「6. 業務の内容」の項目に沿って記載

⑨ 提出時点で桑名市入札参加資格者名簿に登録されていない者は、入札参加資格審査申請書の写し等、登録申請手続きが完了していることを証する書類（該当者のみ）

### (3) 提出部数 正本1部（事業所名を記載して捺印）

副本7部（事業所名の記載及び捺印をしないこと）

※プレゼンテーションは、事業所名を伏せた状態で行うため、副本には事業所を直

接特定できる情報を含まないよう配慮すること。

(4) 提出期限 令和3年3月1日(月)午後5時15分

(5) 提出先

桑名市消防本部総務課

(電話：0594-24-5273)

(6) 提出方法

持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は「簡易書留」で令和3年3月1日(月)必着で次の宛先に郵送すること。郵送方法が異なる場合は、受け付けることができない。

【宛先】 郵便番号 511-0836

三重県桑名市大字江場7番地 桑名市消防本部 総務課 宛て

## 9. 質問受付について

質問は次の方法により受け付け、電話や口頭での質問は受け付けない。

(1) 質問書(様式4)を電子メールにて送付すること。(到達を電話で確認すること。)

(2) 質問受付期限

令和3年2月5日(金)午後3時まで

(3) 送付先

桑名市消防本部総務課

電子メールアドレス：shobom@city.kuwana.lg.jp

(電話：0594-24-5273)

(4) 質問に対する回答

令和3年2月17日(水)までに、桑名市ホームページで公表する。

<http://www.city.kuwana.lg.jp/>

ただし、回答にあたり、次の事項は公表しません。

- ・質問した事業者名
- ・個人情報を含んだ事項
- ・特殊な技術、ノウハウ等、質問者の権利・競争上の地位を損ねる恐れがあると市が判断した事項

## 10. 選考方法

消防庁舎等再編整備事業民間活力導入アドバイザー業務委託審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、本業務に係るプロポーザル審査基準書に基づき審査する。

また、本市が開催する審査委員会において、提案の範囲、程度、度合を判断するためプレゼンテーションを実施する。

(1) 書類審査

企画提案書等、提出された書類の審査を行う。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答

①実施日

令和3年3月11日(木)～16日(火) (内1日で実施)

②プレゼンテーション及び質疑応答時間

プレゼンテーションについては、提出した企画提案書を使用することとし、本業務の配置技術者は必ず出席するものとする(計3名以内)。1事業者につき、30分程度(概ねプレゼンテーション20分、質疑応答10分以内とする。)を予定している。ただし、状況によりプレゼンテーションをリモートで行う場合がある。

③プレゼンテーション使用機器等

プレゼンテーション時に使用するプロジェクター、スクリーンは、本市で準備するが、その他必要な機器で準備が難しい場合は、申し出ること。

④詳細については後日通知する。

(3) 選定に係る留意事項

①審査は非公開とする。

②選定の理由、結果に対する問合せ、異議には応じない。

(4) 選定結果

審査委員会終了後、プレゼンテーションを行ったすべての業者に選定結果を令和3年3月26日(金)に文書で通知する。また、同日午後5時までに市ホームページにおいて公表する。

1.1. 契約等

契約方法については、委託予定者と決定された者と次のとおり予定している。

(1) 公募型プロポーザル方式により委託予定者と決定された者との随意契約

(2) 原則として委託予定者の企画提案書の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、委託予定者との協議により項目を変更する場合がある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。

(3) 委託予定者は、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する納税証明書を、県内事業者又は市内事業者については、それぞれ納税状況のわかるものを提出するとともに、過去5年間(2015～2019年度)に、自治体から元請にてPFI導入可能性調査、またはPFI事業者選定アドバイザー業務の受託実績を証する契約書等の写しを提出すること。

1.2. 参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、本プロポーザル参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加申出に係る書類を提出以降契約締結までに、本実施要領による参加資格要件を満たさないこととなった場合。
- (2) 見積額が提案限度額を超えている場合。
- (3) 提出書類に記載された内容が虚偽であった場合。
- (4) 上記各号に該当するほか、著しく信義に反すると認められる場合。

### 13. その他留意事項

- (1) 提出書類については、選考後においても返却しないものとする。また、提出書類の提出後の変更、再提出等は認めない。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 本業務の受託者は、業務を一括して第三者へ委託等することができないこととする。なお、受託者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ桑名市の承諾を得なければならない。
- (4) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。  
ただし、市は、委託予定者等の公表時及びその他市が必要と判断した場合には、提案書類の全てを無償で使用できるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、桑名市情報公開条例（平成29年条例第1号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 参加申出に係る書類を提出以降に辞退する場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出すること。辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。
- (7) 本業務の受託者となった者及びその協力会社、並びにこれらのいずれかの者と資本面若しくは人事面で関係のある者は、今後実施予定の消防庁舎等再編整備事業に係る業務の応募者に加わることはできない。